

序：国際規範の競合と調和

本巻は『共生社会の再構築』第3巻にあたり、「国際規範の競合と調和」をテーマとしている。まずは本シリーズ全体の趣旨を俯瞰し、その上で本巻の狙いとリサーチ・クエスチョンについて述べていく。

本シリーズの趣旨は、多文化共生社会を実現するために不可欠な社会基盤の構築を制度分析、構造分析、規範分析、データ分析・国際比較研究など複数のアプローチから多角的に検証し、そのメカニズムを明らかにすることである。グローバル化が人々の移動や接触を活発化させるなかで、2つの傾向が顕在化している。一方で、人権規範や多文化主義の確立と波及によって、外国人・性的マイノリティ・先住民などを含む多様な市民が共存する多文化共生の規範や制度が定着している。他方で、排外主義・移民排斥・人種差別などの社会的排除が顕在化している。グローバル化による社会の流動化は、多様な市民の共生を促す一方で、異質な他者を排除する社会の反動化を強化しかねないという両義性を孕んでいる [大賀ほか, 2019 : i]。

こうした現状を踏まえ、各社会基盤のもつ排除要因を共生へと方向づけ、人種・民族・文化・宗教など多様な背景をもつ市民が共存するための社会基盤を政治的・社会的に設計する試みを本シリーズでは「多文化共生デモクラシー」と位置づけている。言い換えれば、社会的排除によって多様な市民の包摂というデモクラシーの理念が動揺するなかで、多文化共生を目指す社会基盤設計を検証・提示することが多文化共生・多文化共生デモクラシー研究の意義である。

具体的に本シリーズでは、排除と共生の可能性を同時に生み出している社会基盤（制度・構造・規範）に着目し、事例研究・データ分析・国際比較研究など包括的な検証を通じて、各社会基盤が多文化共生を実現する方途を明らかにすることを目的としている。このことは、排除を構成している「社会基盤」の制度・構造・規範に着眼し、各社会基盤を多文化共生へと方向づけている／方向づけうるメカニズムを明らかにすることを意味している。

上述の問題意識を整理するために、本シリーズにおける概念定義を明確にし

ておこう。「多文化」とは、異なった属性（人種・エスニシティ・性・地位・身分・出自など）をもったアクターの多様性を意味している。「多文化」とは広く社会的属性の多様性を示唆しており、人種・エスニシティに限定した概念ではない。「共生」とは上述の異なった属性（人種・エスニシティ・性・地位・身分・出自など）をもったアクターが特定の共同体のなかで共存することである。「共生化」とは、共生の状態が安定・持続することを意味している。対して「排除」とは共生を阻害すること、および特定のアクターが共同体に参画することを妨げることである。「包摂」とは排除されている、または現状で共同体に参画していない特定のアクターを共同体のなかに参画させることである。すなわち、共生を目的として行われる行為が包摂であり、包摂を安定化・持続化させようとする営為が共生化である。

換言すれば、社会的な「排除」に対して、「包摂→共生化→共生」というメカニズムを制度・構造・規範の観点から分析していくのが本シリーズの趣旨であるということになる。「制度」とは、特定の社会または集団において、有益な結果が生じること、または有害な結果を回避することを期待して人為的に設計されたもの（法、政策、教育など）である。「構造」とは、特定の社会または集団において、集合的な行為や関係性に影響を与える社会的な要素や過程（選挙・政治参加、世論、社会運動、学術・論壇、コミュニティなど）、およびそれらの相互作用を意味している。「規範」とは特定の社会または集団において、行動や判断の基準となる集合的かつ具体的な諸価値（宗教、文化、イデオロギー、国益、道義、人権など）を指している。

以上の問題意識から、本シリーズでは①各事例において(a)排除を促す要因、(b)共生を促す要因、(c)共生化の方法はそれぞれ何か、②各事例において制度／構造／規範の間にはどのような相互作用があるか、という2点をリサーチ・クエスチョンとしている。第Ⅰ巻は「シティズンシップをめぐる包摂と分断」と題して、国籍、市民権、出入国管理、移民、教育など法・制度・政策およびその形成過程を考察した。第Ⅱ巻は「デモクラシーと境界線の再定位」と題して、選挙・政治広報、世論、社会運動、メディア、学術・論壇、コミュニティなど共生社会の相互関係を検討した。第Ⅲ巻にあたる本巻では、「国際規範の競合と調和」と題して、人道、企業、文化、衛生、援助、地域主義、対外政策、宗

教、歴史認識、人権などの諸規範を分析の対象とする。また後日刊行される別巻「多文化理解のための方法と比較」はデータ分析・国際比較を担当し、データ分析を用いた実証研究と国際比較研究について定量的研究・定性的研究の両面から検討する。

(1) 本巻の趣旨

以上の問題意識に基づき、本巻では規範分析、「国際規範の競合と調和」を課題としている。とくに人道、企業、文化、衛生、援助、地域主義、対外政策、宗教、歴史認識、人権、その他関連する諸政策等を「規範」という観点から捉え、国内政治と国際政治の連関も踏まえながら、国益と協調のジレンマの中でせめぎ合う排除と共生のダイナミズムを明らかにする。排除を忌避し、包摂を奨励するといった一面的な議論ではなく、各社会的基盤の両義性や排除を助長しうる要素を特定し、それを多文化共生デモクラシーへと転換させてきた／させていくための社会基盤設計を検証する。

この作業にあたって、編者から執筆者に対して、以下の3点をリサーチ・クエスションとして提示した。それらは、①多文化共生の動態、すなわち排除・包摂・共生などのダイナミズムにおいて「規範」が果たしている役割は何か（規範アプローチの妥当性）、②当該規範はどのように変化しているか、またそれが多文化共生の動態に与える影響は何か（具体的分析）、③「規範」の分析からどのような共生化の方法、メカニズムが導かれるか（分析の帰結）である。

規範の分析については国際政治学、国際関係論を中心に研究の蓄積がある。本巻各章もそうした研究成果を背景にしているため、ここでは簡単にその傾向を3つの論点に分けて紹介しておきたい。これらの論点は互に関連しあっており、必ずしもその境界線は明確ではないが、規範研究の潮流を把握する上で有用である。

第1の潮流は、規範の「性質」を示す研究である。この領域において嚆矢となるのはマーサ・フィネモア (M. Finnemore) とキャサリン・シキンク (K. Sikkink) によるライフサイクル・モデルである [Finnemore and Sikkink, 1998]。すなわち、規範の誕生・カスケード・内面化をひとつのサイクル（規範のライフサイクル・モデル）と捉えた先駆的な研究であり、以後の規範研究は「ライフ

サイクル・モデル」を批判的に継承するかたちで展開されていく。また、リチャード・プライス (R. Price) は、規範が先行規範を凌駕・克服・相対化して形成されるのではなく、先行する競合規範に新たな規範を接合・付加・包摂するかたちで規範が形成されうるという「規範の接ぎ木」理論を提唱した [Price, 1998]。この規範の「接ぎ木」と同様の問題意識から、人間の安全保障を分析したのが栗栖 [2005] の研究である。栗栖は人間の安全保障を事例とし、規範の複合化を説明している。政府や NGO 等が自己の企図を正当化するために既存の規範の特定要素を付加あるいは削除する行為を「翻案」、国連や国際機関のように正当性、普遍性を認められた機関が利害関係者間の意見を調整した上で、矛盾・競合する規範との関係を踏まえて規範を再構成する作業を「編集」と定義した。さらに三浦 [2005] は規範の意味内容は固定的なものではなく、規範形成過程で規範の意味内容が流動的に変化・拡大するという「オープンソース規範」の概念を提唱し、企業の社会的責任 (CSR: Corporate Social Responsibility) を事例とした研究を行っている。

第2の研究潮流は規範形成の「アクター」に着目した研究である。まずはエマヌエル・アドラー (E. Adler) の認識共同体 (epistemic community) の研究を挙げるができるであろう。科学者コミュニティや専門家集団の認識の集合 (認識共同体) が特定の規範の形成を促進するという研究である [Adler, 1992]。そのほかにも規範形成における規範起業家の概念を提唱した研究、規範形成のうち規範起業家と呼ばれる規範を伝播・波及・定着させるアクターに着目した研究 [Sunstein, 1996; Ingebritsen, 2002] などがある。他方で、規範起業家とは逆に、規範の形成を妨げようとするアクターに着目する研究もある。規範形成に際しては決定権・影響力をもつアクター (ゲートキーパー) が存在し、ゲートキーパーを説得することが規範形成の成否を握るという研究である [Bob, 2005]。同様に、規範形成を妨げる「拒否権プレイヤー」(同意を調達しないと意思決定ができないアクター) に着目した研究 [Tsebelis, 2002] や、従来の規範を遵守し、新たな規範形成を妨げようとする規範守護者に着目した上で、規範起業家と規範守護者の相互作用を分析した研究などもある [足立, 2014]。

第3の潮流は規範形成の「政治過程」に着目した研究である。マーガレット・ケック (M. Keck) とシキンクの研究 [Keck and Sikkink, 1998] は国際規範と国

内規範の相互作用に着眼し、国際規範によって国内の規範形成を促す作用（ブーメラン効果）を分析している。国内政治コストの観点から、国家が国際規範を正当性調達的手段として利用することに着目した研究もある。国家が規範を受け入れるかどうかは、国内政治コストの問題であり、政治体制やイデオロギー選好とは関係がないという主張である [Schimmelfennig, Engert and Knobel, 2003]。他方で近年注目を集めているのがオーケストレーション理論である。規範形成は直接的・拘束的なものとは限らず、間接的・非拘束的手段による規範形成をモデル（オーケストレーション理論）として提唱しているのである [Abbott *et al.*, 2015]。また条約のような拘束的な規範形成に対して、決議や宣言などソフト・ローを通じた非拘束的な規範形成や、非国家主体を含めた多中心的な規範形成が注目されている [中村, 2002]。以上のような規範の性質、規範形成アクター、その政治過程という規範研究の成果も踏まえながら、本巻では具体的に規範分析を進めていく。

（２）本書の構成

本書は、分析レベルごとに3部から構成される。第Ⅰ部は国際社会のレベル、第Ⅱ部は対外政策のレベル、第Ⅲ部は国内社会のレベルである。第Ⅰ部は「国際社会と多文化共生」と題して、国際社会における多文化共生の企図や課題を明らかにするものである。第1章では複合レジームという理論的視角から、国内避難民（IDP）の保護規範がどのように成立し、伝播していったのかを検討している。とりわけ、IDP問題が、人権、人道、難民、内政不干渉という4つの規範が交錯する領域に位置することに留意し、「国内避難民に関する国連事務総長代表」に就任したフランシス・デン（F. M. Deng）が果たした重要な役割——4つの異なる規範がIDP保護と対立しないよう、既存の規範を尊重したソフト・ロー形式を採用したこと——を踏まえ、賛同者を徐々に増やしながら他のアクターへの説得活動を行った点を重視している。

第2章はサプライチェーンにおける「企業の社会的責任（CSR）」を課題としている。企業活動がグローバル化、トランスナショナル化するなかで、従来の国家間関係を基調とする規範では対応に限界が現れてきている。その限界に対しての応答が、国連グローバル・コンパクト（UNGC）やISO26000であった。

本章ではとくに企業のCSRをとりまく規範およびアクターの動態を踏まえ、グローバルな企業活動が生み出す「排除」の論理とそれが多文化共生に与える影響を分析している。

第3章は、ユネスコの遺産プログラムを事例としたものである。文化を扱う国際機構が多文化共生を実現しようとする際に直面する課題を、遺産保全・保護のプログラムの発展や変容に着目して考察している。人類共通の普遍的価値の存在を前提とするユネスコの遺産プログラムは、世界の多くの国が参加する点で多文化的に見えるが、実際には異なる文化や考え方を排除するような事例も散見される。本章では、ユネスコにおいて形成された遺産規範が、構成国からの否定的なフィードバックを受けることで促進されたユネスコ遺産プログラムの制度的変化やそこでの問題点について検討している。

第4章では、感染症に対する国際的な取り決めの歴史を通じて人間の安全保障と各国の異なる文化の共存を論じている。19世紀における英国のオスマン帝国などで発生する感染症に対する検疫制度をめぐる国際的な会議を歴史的に概観し、感染症の拡大の防止と航海の自由の両立を考察している。国際衛生システムを通じて文化的多様性を検討し、人間の安全保障に不可欠な多様な文化の共存、多文化共生のあり方を論じているのである。

第II部は「対外政策と多文化共生」をテーマとし、対外政策という共通項から多文化共生の規範を考察している。第5章では、対外援助において用いられる人間の安全保障の規範を課題としている。人間の安全保障は、人間レベルを重視するという点において主権国家体制の諸規範に対峙するものである。開発援助における規範としては、経済成長の優先、貧困削減の優先、OECD開発援助委員会(DAC)の人権・透明性の重視、中国など新興援助国の内政不干涉と経済的自立の強調などがあり、これらは国際機関や各援助国に影響を与えてきた。これに対して、人間の安全保障が国際的な援助体制で中心的な規範として受け入れられているとは言いがたい。本章では、概念の登場から二十数年を経た人間の安全保障の意義を再考するとともに、この概念と長く関わってきた日本の援助政策の変遷を検証することで、主権国家体制下の開発援助における人間の安全保障の規範としての脆弱性や継続性に焦点を当てている。

第6章は、国際政治・関係におけるひとつの規範である「地域主義(リージョ

ナリズム)」を、中央アジア諸国を事例として、複数の隣接した国々の間での多文化共生を具現する有効なアプローチとして分析している。その文脈で、地域主義が非常に遅れている「中央アジア」に対する日本外交に焦点を当て、発展途上国の集まる地域における「地域主義」の推進・発展に、隣接大国の中国やロシアに対抗しつつ、域外主要国（当該地域の外に存在する主要国）が貢献することができるのか、という問題を考察する。

第7章は、多文化共生社会の再構築および規範の形成・維持における非国家アクターの役割を考察している。とりわけ、アレクサンドル・クズネツォフ (A. S. Kuznetsov) のパラディプロマシー分析 [2015]、および、「規範のライフサイクル・モデル」 [Finnemore and Sikkink, 1998] を参照しつつ、北極域に対する北海道のパラディプロマシーを事例に分析している。北海道による北極域に対するパラディプロマシーは、経済的および「クロスボーダー・ハウスキーピング」を理由に、中央政府が取りこぼした外交活動の一部を担い、その効率性を高める役割を担っている。言い換えれば、北海道は日本の対北極政策の規範起業家として、北極域の国際コミュニティ規範を日本で再構築する機能を果たしているのである。

第8章では、米国トランプ政権を支持している宗教保守・右派についての分析を通して、米国で起きている多文化共生デモクシーに逆行するポピュリズム現象について考察している。本来包摂的であるはずのキリスト教コミュニティにおいて、白人を中心とした福音派やカトリック保守による宗教右派・保守ロビーが形成された過程を、レーガン大統領の1980年選挙まで遡って明らかにしている。ドナルド・トランプ (D. Trump) のイスラム系やヒスパニック系移民制限などの政策（大統領令）をこれら白人の宗教保守や右派は支持している。大統領選挙では白人の福音派の80%以上と白人のカトリックの60%以上がトランプに投票した。そして、2017年8月のシャーロット・ビルで、白人優位（至上）主義者の行進とこれに反対する勢力の衝突によって死傷者を出す惨事が発生した。このような宗教や人種をめぐる社会の分断は克服できるのか、多文化共生社会と宗教の関係について検討している。

第Ⅲ部ではとくに国内社会の状況に着眼し、第Ⅰ部・第Ⅱ部の議論を踏まえながら、日本の多文化共生課題を明らかにする。第9章では歴史認識問題の人

権規範化——すなわち、歴史認識問題が人権規範として形成・受容され、さらに反動に晒される過程——を慰安婦問題を事例として検討する。歴史認識問題はかつて二国間の戦後補償問題として捉えられていた。しかし、慰安婦問題に現れているように近年それが人権規範との関連で議論されている。また日本のヘイトスピーチは、単にそれが外国人に対しての憎悪感情の表明であるにとどまらず、歴史修正主義や東アジア地政学的構造などの政治的要因が関与していることが特徴であると指摘されている〔樋口, 2014: 6-7〕。その意味で、慰安婦問題とヘイトスピーチは密接に結びついている。第10章、第11章はそれぞれ慰安婦問題とヘイトスピーチ問題についての具体的な事例研究である。第9章ではそれらに先だって慰安婦問題とヘイトスピーチの政治的ダイナミズムを規定していると考えられる、メタ規範としての歴史認識問題の位相を考察する。

第10章では、日本社会における人権問題の捉え方をメディア研究の観点から検討する。「人権」をめぐる問題は、多様な意味づけが可能である。ある特定の争点や対象が「人権」という価値観と結びついてどのように言説が編制されるかは、社会の状況に依存することとなる。こうした結びつきは、社会で広く共有されている価値観と連関して形成されるからである。それでは、日本社会において人権をめぐる問題は、どのように捉えられ、議論されているのだろうか。こうした問題関心から、その一事例である慰安婦問題を取り上げる。慰安婦問題をめぐるメディア言説において、人権、あるいは他のいかなる価値観を反映しているのかを分析することで、日本社会における「人権」問題の捉え方を明らかにする試みである。

第11章では、排外主義およびヘイトスピーチに対していかに対応していくかという問いに答えるために、国際人権規範の内面化に注目する。国際人権法は、ヘイトスピーチは人権の基本的概念である平等と自由への権利、差別からの自由を毀損するものとして、各国に厳しい法規制を求める規範を発展させてきた。日本の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」（2016年）は、国際人権条約体からの勧告を受けたものとされるが、同法の規定自体はヘイトスピーチの禁止や罰則規定も含まず、保護の範囲が狭いことなどから国際人権規範に沿っているとは言い難い。それにもかかわらず、ヘイトスピーチ解消法が一定の意義と効果

をもつ背景には、日本社会における国際人権規範の受容 (acculturalization) と土着化 (vernacularization) があると考えられる [Goodman and Jinks, 2013; Levitt and Merry, 2009]。同章は、日本におけるヘイトスピーチ解消法の制定を事例とし、司法・政治 (行政)・市民社会における国際人権規範の内面化について分析を試みる。

第12章では、JK ビジネスや児童ポルノなどの日本の子どもの性的搾取の問題を取り上げ、子どもの性的搾取をめぐる国際規範と国内規範との違いに着目する。とりわけ日本では、子どもの人権に関する国際規範が十分に浸透しないなかで、子どもの性的搾取の課題への取り組みが遅れている状況にある。本章では、児童買春・児童ポルノ禁止法の法制定過程とその後について分析することでこの問題について検討している。とりわけ、なぜ日本では子どもの性的搾取に取り組むのが遅れたのか、児童ポルノの単純所持の処罰化という国際規範をとりいれるのに時間がかかった理由に着目して、立法過程を詳細に考察している。無論、子どもの性的搾取の問題は処罰化ですべてが解決するわけではない。性的搾取を未然に防止するためには子どもと大人の両者を対象としたアプローチが必要で、様々な啓発活動を通じた予防的活動が欠かせない。JK ビジネスを非行や家庭での親のしつけの問題だと矮小化する傾向もあるが、貧困や家庭環境、学校での人間関係など社会的な要因も大きく作用しており、サポートが十分に望めないなかで性的虐待・性的搾取の被害にあいやすいという問題もある。その意味では、女子高生を性的搾取の対象とみる男性に向かった啓発など「加害防止」のキャンペーンこそが必要であり、「大人」の規範が問われているのである。本章では上記のような分析を通じて、国内規範と国際規範を対比しつつ子どもの性的搾取の問題を考察する。

*

以上のように、本巻では規範の競合と調和を、国際社会、対外政策、国内社会という3つの位相から考察し、多文化共生において規範が果たしている役割、規範の変化やその動態、影響、規範の分析から導かれうる共生化のメカニズムを考察するものである。多文化共生に向かう道程は必ずしも一様ではなく、また一本化できるものではない。そうであっても、多文化共生社会を形作

る上で規範が重要な役割を果たしていることは、本巻の考察からも明らかである。本巻各章での論考が、多文化共生に向けてのさらなる体系的な考察につながる契機になることを期待する。

2019年12月

大賀 哲
中野涼子
松本佐保